

地域建設業経営強化融資制度の概要

1 制度の概要

本市と工事請負契約を締結している中小・中堅元請建設業者が、地域建設業経営強化融資制度による融資を希望する場合、本市から債権譲渡の承諾を得た上で、工事請負代金債権を担保に事業協同組合等から融資を受けることができます。

2 対象となる建設業者

本市と工事請負契約を締結している中小・中堅建設業者

※ 原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数1,500人以下の建設業者。

3 対象工事

鳥栖市地域建設業経営強化融資制度に伴う工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱要領第2条に規定する工事で、出来高が2分の1以上のもの。

4 譲渡債権額

(1) 対象工事が完成した場合

譲渡債権額 \div 工事請負代金額 $-$ (前払金 $+$ 中間前払金 $+$ 部分払金)

(2) 対象工事の工事請負契約が解除された場合

譲渡債権額 \div 工事請負代金額 $-$ (前払金 $+$ 中間前払金 $+$ 部分払金 $+$ 違約金等)

5 債権譲受人

(1) 事業協同組合(事業協同組合連合会等を含む。)又は公益法人である建設業者団体

(2) (財)建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、元請負人への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う者

6 取扱要領運用期間

平成21年12月7日から令和13年3月31日まで